

監査公告第7号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による議会事務局の定期監査を加賀市監査基準（令和2年加賀市監査委員告示第1号）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和2年8月19日

加賀市監査委員 浅井 廣史

議会事務局定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和2年6月10日から令和2年7月10日まで

第3 監査の対象

議会事務局

第4 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により議会選出委員である林 茂信委員は除斥した。

第5 監査の着眼点

- (1)財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2)行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3)政務活動費の執行が適正に行われているか。

第6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務事務の執行、物品の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管業務の執行状況について聴取した。(聴取内容の主な項目は別記のとおり)

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第7 監査の結果

所管の財務に関する事務をはじめ、行政事務の執行、物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度指導した。

第8 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

議会事務局 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 議会運営上の新型コロナウイルス感染拡大防止対策について
2. 通年議会の導入検討について
3. 議会のホームページリニューアルについて
4. 市民アンケート調査の実施について
5. WEB 会議システムの構築について
6. 政策法務能力、政策提案能力の向上について